

市民税・県民税の申告は3月16日(月)までに

令和8年度【令和7年(2025年)中の所得】申告については、原則郵送での申告としています。資料の添付漏れには注意ください。

※昨年、市民税・県民税の申告書を提出した方には、1月下旬に市民税・県民税申告書を郵送します。

※申告書は「提出用」を郵送してください。「本人控」に受付印および市からの返送が必要な場合は、あて先・あて名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

やむを得ず、対面での申告相談を希望する方は下記日程表のとおり各区1か所会場を設けますのでお越しください。事前に申告書への記入をお願いします。

詳しくは、こちら



申告が必要な方

令和8年1月1日現在、市内に住所がある方で令和7年中の収入の状況等が次に該当する方

- 営業、農業、不動産、配当などの収入があった方
- 給与所得者でその他の収入があった方
- 日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
- 退職し、再就職していない方(年未調整が済んでいない方)
- 公的年金受給者で公的年金等の源泉徴収票に記載のある控除以外の控除がある方や他の収入があった方
- 世帯主が市外へ単身赴任などで転出している家族の方
- 遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方
- 雇用保険のみを受給していた方
- 収入がなかった方(市内に住所がある親族に扶養されている方を除く)など

申告の必要がない方

- 所得税および復興特別所得税の確定申告をする方
- 収入が給与収入のみで勤務先から「給与支払報告書」が提出される方
- 収入が公的年金のみで所得控除の申告の必要がない方
- 収入がなく、市内に住所がある親族に扶養されている方

マイナンバーカードで

市民税・県民税の電子申告ができます！

お手持ちのマイナンバーカードとスマートフォンで市
民税・県民税の申告ができます。

利用には、事前にマイナポータルアプリのダウンロード
とマイナンバーカードの2種類のパスワード(数字4桁、
英数字6文字以上16文字以下)が必要です。

詳しくは、こちら



申告に必要なもの

(ア)マイナンバーが確認できるもの(被扶養者分を含む)

(イ)収入を証明できるもの

- ・源泉徴収票や収支内訳書など(収入や必要経費などが確認できる書類)

(ウ)所得から控除する金額が確認できるもの(各種控除適用に必要なもの)

- ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の支払証明書(確認書)または領収書
- ・生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の証明書
- ・医療費控除の明細書、医療費通知書、セルフメディケーション税制の明細書
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
- ・寄附金の受領書
- ・雑損控除計算書(雑損控除を受ける方)

(エ)国外居住者を扶養する場合は、親族関係書類と送金関係書類等

(オ)前年度の申告書や収支内訳書の控など

所得税および復興特別所得税の確定申告について

所得税および復興特別所得税の確定申告は、下記日程表の○印がついている会場で還付申告のみ受け付けます。以下の申告が必要な方は、税務署が設ける確定申告相談会場での申告をお願いします。

- 営業等、農業、不動産所得のある方
- 所得税の納付が必要な方
- 謾渡(土地、建物、株式等の売却)所得のある方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 死亡した方の申告(準確定申告)をする方
- 令和6年分以前の申告をする方
- 雜損控除を受ける方で計算書がない方

市民税・県民税の申告相談日程表

※会場への入場・番号札の配布は、午前9時からを予定していますが、状況によっては早めに受け付けを開始することもありますので、ご了承ください。

※例年、午前中は大変混みあいます。午後2時以降は比較的待たずに受け付けができる場合があります。

※各会場の午前中に受け付ける定員数は80人となります。定員数を超えた場合は、午後からの受け付けとなります。

※前年度からの変更点(会場変更)

西区の会場が「西部公民館」から「西部交流センター(西区役所隣接施設)」へ変更。

北区の会場が「植木文化センター」から「植木中央公園運動施設(植木病院横)」へ変更。



◀申告会場への
アクセスはこちら

都合がつかない場合はお住まいの区・校区の会場以外でも申告受け付け・相談できます！

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	受付時間	区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	受付時間
中央区	×	市庁舎 2階市民税課 窓口	城東、壺川	3月 2日(月)	午前9時 ～11時半 午後1時 ～4時半	南区	○	富合公民館 研修室 (アスパル富合)	日吉、日吉東	2月12日(木)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半
			碩台、五福	3月 3日(火)					川尻、城南	2月13日(金)	
			向山、出水	3月 4日(水)					力合、力合西	2月16日(月)	
			砂取、出水南	3月 5日(木)					田迎、田迎西	2月17日(火)	
			白川、大江、託麻原	3月 9日(月)					田迎南、御幸	2月18日(水)	
			白山、本荘	3月10日(火)					錢塘、川口、奥古閑、中緑	2月19日(木)	
			春竹、一新	3月11日(水)					飽田西、飽田南、飽田東	2月20日(金)	
			慶徳、帶山	3月12日(木)					塚原、東阿高、東阿高団地、鰐瀬、旭が丘団地、土鹿野、舞原、陳内、丹生宮、島田、才木	2月24日(火)	
			帶山西、黒髪	3月13日(金)					永、千原、著町、本町、栄町、萱木、坂本、平野、今、吉野、碇、高、沈目、藤山、南藤山、尾瀬	2月25日(水)	
東区	×	東部公民館 2階大ホール	尾ノ上、桜木、若葉、泉ヶ丘、桜木東	3月 9日(月)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半	○		○	さんさん、下宮地、城南団地、一ノ町、二ノ町、金屋町、築地、六田、赤見、上宮地、中宮地、出水、阿高、旭町、田尻、南田尻、木原、平原、碇江	2月26日(木)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半
			託麻西、月出、山ノ内、秋津、健軍東	3月10日(火)					御船手、杉島、鳥場、小岩瀬、蘿江、莎崎、国町、清藤、上杉、釧淵堂、大町、榎津、廻江、志々水、西田尻、古閑、新	2月27日(金)	
			託麻東、託麻北、東町、画図、健軍	3月11日(水)					川上	1月26日(月)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半
			西原、託麻南、長嶺	3月12日(木)					西里、北部東	1月27日(火)	
西区	○	西部交流センター 多目的室 (西区役所隣)	古町、高橋、中島、春日、池上	3月 2日(月)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半	○	植木中央公園 運動施設 体育館棟2階 多目的室 (植木病院横)		榆木、武藏、楠	1月28日(水)	
			城西、小島、河内、芳野	3月 3日(火)					龍田、龍田西、弓削	1月29日(木)	
			白坪、池田	3月 4日(水)					清水	1月30日(金)	
			城山、花園	3月 5日(木)					城北、高平台	2月 2日(月)	

※表中「確定申告」の欄に「×」の付いた会場では、所得税および復興特別所得税の確定申告の受け付け・相談はできません。

お願い

- 上記各区の申告期間は、各申告会場に市民税課職員が出向するため、市民税課・区役所税務室窓口での申告・相談は遠慮ください。上記の各会場で申告・相談をお願いします。
- 駐車場には限りがあり、大変混雑しますので公共交通機関を利用ください。
- 医療費控除や雑損控除、収支内訳の計算は相当時間がかかります。医療費控除の明細書や雑損控除の計算書、収支内訳書は作成してお越しください。
- 市民税・県民税申告についての問い合わせは、各会場や区役所税務室ではなく、市民税課に連絡ください。